平成２３年（フ）第３３９号
兵庫県伊丹市中央５丁目４―32　ハイツ旭101号
破産者　田中　弘道
1　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
2　一般調査期日　平成26年12月25日午前10時50分
平成26年10月23日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
福岡県宮若市宮田3871番地
破産者　迫　　正剛
1　破産債権の届出期間　平成26年11月26日まで
2　一般調査期日　平成26年12月17日午前10時
平成26年10月24日　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１０９１号
愛知県常滑市新田町２丁目33番地
破産者　岩田　麻里
1　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
2　一般調査期日　平成27年１月20日午前11時20分
平成26年10月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８０号
愛媛県松山市富久町289番地４
破産者　名田　伸二
1　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
2　一般調査期日　平成27年１月29日午後３時
平成26年10月24日　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
京都府京丹後市丹後町間人81番地の６
破産者　株式会社池田工務店
1　破産債権の届出期間　平成26年12月12日まで
2　一般調査期日　平成27年２月10日午後１時30分
平成26年10月24日　京都地方裁判所宮津支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第６６号
山口市平井1634番地　平井市営住宅90号、開始決定時の住所山口市平井453番地４　コーポらんど203、破産申立時の住所山口市大内御堀396番地10、旧住所山口県美祢市秋芳町秋吉5269番地３
破産者　岡本　　登
異議申述期間　平成26年12月11日まで
平成26年10月23日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
松江市八雲町日吉333番地219
破産者　須山　和男
異議申述期間　平成26年12月19日まで
平成26年10月24日　　松江地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８１号
滋賀県守山市守山１丁目２番１―801号
破産者　松本　浩二
免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
平成26年10月24日　　大津地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０号
愛媛県新居浜市多喜浜６丁目８番33号
清算株式会社　一宮オイルサービス株式会社
代表清算人　後藤　　豊
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（ヒ）第１１号
愛媛県新居浜市西原町２丁目４番36号
清算株式会社　一宮オイルサービス株式会社
代表清算人　後藤　　豊
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（ヒ）第１２号
愛媛県新居浜市菊本町２丁目６番４号
清算株式会社　フードピアせいしん株式会社
代表清算人　岡部　　孝
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所西条支部

再生手続開始

平成２６年（再）第４号
長野県諏訪市大和１丁目24番９号
再生債務者　聖母の会福祉事業団株式会社
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年１月５日から平成27年１月19日まで
長野地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第１７号
東京都世田谷区尾山台３丁目５番３号
再生債務者　関東電設株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２６年（再）第２号
神奈川県厚木市岡田3050番地
再生債務者　ワイエイシイフェトン株式会社（旧商号フェトン株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第８号
埼玉県熊谷市宮前町１丁目184番地１
再生債務者　静井　拓人
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第２号
茨城県坂東市辺田700番地４
再生債務者　国際ピーアール株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　茨城県下妻市大園木2839―１大建ビル２階　つくばね法律事務所　弁護士　門井　節夫
3　廃止の理由の要旨　民事再生法194条に定める事由がある。
平成26年10月23日
水戸地方裁判所下妻支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第２０号
千葉県大網白里市富田2132番地11
再生債務者　齋藤　　修
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月13日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月27日から平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（再イ）第２３号
秋田市手形田中９番16号
再生債務者　津島　　崇
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月28日から平成26年12月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第５８号
千葉県野田市宮崎81番地の４　エクセレントプレイスドリームマークス420号
再生債務者　大坂　貴人
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月25日から平成26年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部